

(案)

「令和2年度次世代の活動の担い手育成事業」企画運営業務 実施要領

1 業務名

「令和2年度次世代の活動の担い手育成事業」企画運営業務

2 目的

地域のまちづくり活動の担い手を発掘・育成するため、将来のまちづくりの主役である小・中学生、高校生及び大学生などの若者に対して、世代に応じた効果的な啓発・体験により、まちづくり活動への意識醸成を図り、将来の地域まちづくり活動の担い手育成につなげることを目的とする。

3 履行期間

契約書に示す着手の日から令和3年3月31日（水）までとする。

4 費用の上限額（税込額）

3,124,000円

5 業務内容

本業務の企画内容は、以下(1)～(5)に掲げる項目を満たしたものである。

詳細な事業内容は、企画提案の結果によって、札幌市と受託者で協議し、調整するものとする。また、受託者は決定した事業内容に基づく運営等の業務全般を行い、それに係る連絡調整及び一切の費用の支払いを行うこととする。

また、(1)～(5)に掲げる項目については、本業務目的を達成するために相互に連絡し、効果的に実施すること。

(1) 小学生対象の取組

ア 目的

当課で製作したまちづくりについて学ぶためのゲームである「MaG（まちづくりゲーム）」を、小学校などで活用し、小学生に楽しくまちづくり活動を学んでもらうことを目的とする。

イ 小学校での活用について

(ア) 企画立案

札幌市内小学校3年生を対象に、「MaG（まちづくりゲーム）」を活用し、まちづくり活動について学ぶ機会を運営すること。なお、企画内容や会場の設営等については、事前に札幌市及び小学校の担当者と協議の上、決定すること。

(イ) 実施場所について

札幌市内の小学校1か所にて、小学校3年生を対象に授業の一環として実施すること。実施する小学校については、札幌市が選定するものとし、日程や詳細については後日、札幌市及び小学校の担当者と受託者が協議し決定するので対応すること。

(ウ) 当日の運営

以下のものを想定しているが、より理解を深めるため効果的な手法があれば提案を行うこと。

- ・小学校3年生、3クラス（1クラス約40名）程度を対象に、2人一組で1つの駒を活用し、5～6の島を作って実施することになるため、ファシリテーターを5～6名派遣すること。
- ・1クラスの実施時間については、1～2時限程度とすること。（1時限：45分）

(エ) 備品等の準備及び調達

運営に必要な備品等の一切について調達すること。

ウ 小学生の集まる場での活用について

(ア) 企画立案

札幌市内の小学生が集まる場5か所程度で「MaG（まちづくりゲーム）」を活用し、まちづくり活動について遊びながら楽しく学ぶ機会を企画運営すること。

(イ) 実施場所について

実施場所については、受託者が手配することとするが、選定にあたっては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止について、札幌市と十分協議すること。

(ウ) 備品等の準備及び調達

運営に必要な備品等の一切について調達すること。

(2) 中学生対象の取組

ア 目的

中学生を対象として、まちづくり活動の周知及び参加促進を行うことを目的とする。また、参加した中学生が、参加内容を自宅に持ち帰ることにより、その保護者などにも地域のまちづくり活動を理解してもらう。

イ 業務内容

(ア) 企画立案

札幌市内中学生（特定の地域のみでも可）を対象に、地域関係者やまちづくりに参加している大学生・若者、まちづくり活動実践家との意見交換など、まちづくり活動を考える機会を2回程度企画運営すること。また運営結果について、ニュースレターや掲示物等の成果物を作成し、札幌市内各中学校への配布や後述の「まちフェス」「超まちフェス」などを活用し、参加していない学校や

中学生に対しても、まちづくり活動への関心を高めるきっかけとなるよう工夫すること。

(イ) 実施場所

実施場所については、受託者が手配することとするが、選定にあたっては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止について、札幌市と十分協議すること。

(ウ) 参加者の募集

受託者は必要な広報を行うこと。なお、参加者の申込受付は、原則、受託者が行うこととする。

(3) 高校生対象の取組

ア 目的

札幌市立高等学校特活部長連絡協議会と協力し、高校生の札幌市内における地域のボランティア活動への参加等を通じて、まちづくり活動への関心と積極性を育むことを目的とする。

イ 業務内容

(ア) 企画立案

複数の札幌市立高等学校から高校生の参加者を募集し、高校生のボランティア参加のコーディネートを実施すること。また、高校生の横のつながりを広げるため、可能な限り、高校生参加者が団体に活動できる内容を企画すること。

実施時期や場所、高校生の参加や周知等については、札幌市立高等学校と協力する必要があることから、審査会での契約候補者選定後、受託者との契約前に調整を行う予定である。その結果次第で提案と異なる契約締結となる場合があることに留意して提案に参加すること。

既存イベントへのコーディネートの際には、高校生の自主性をはぐくむこと及びボランティアなどのまちづくり活動について考えるきっかけとなるよう、札幌市立高等学校の各生徒会、ボランティア部の代表者を集めた実施委員会を2回程度開催し、イベント当日の内容を決定すること。

ただし、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の影響により、既存のイベントへのコーディネートが困難な場合、それに替わるものとして、札幌市立高等学校の生徒が、地域関係者やまちづくりに参加している大学生などの若者、まちづくり活動実践家との意見交換など、「まちづくり」について考える機会を企画し、開催すること。企画開催にあたっては、委託者及び札幌市立高等学校特活部長連絡協議会と十分に協議し、学校及び生徒の負担が増えることのないよう留意すること。

なお、参加者に交通費相当としてクオカード 500 円分等の支給を想定してお

り、本費用についても受託者が負担すること。

(イ) 実施日時

既存イベントへのコーディネートなどの「まちづくり」を考える機会の創出については、札幌市立高等学校の各生徒会、ボランティア部と連携する必要があることから、各生徒会のメンバーが概ね決まる10月以降に実施すること。

(ウ) 参加者の募集

参加者募集に協力してもらうことを高校側と調整済みである。このため、それぞれのイベントへの参加者募集にあたっては、チラシデータを作成するものとする(印刷が必要であれば札幌市が行うこととする。)

(4) 大学生などの若者対象の取組

ア 目的

まちづくり活動を実施している学生団体等と連携し、活動を支援していくと共に、その活動の発表の場を創出することにより、普段まちづくり活動に興味が無い若者などへもまちづくりへの参加を促すことを目的とする。

イ 業務内容

(7) 企画立案

A SNSによる学生団体等への支援

まちづくり活動に参加している学生団体等について、SNSを活用して紹介し、地域活動への参加の機会を創出する支援を行うこと。なお、SNSについては、札幌市のマチトモ Facebook を想定しており、受託者は掲載原稿の作成および学生団体との調整を行うこと。

紹介内容の選定や掲載時期、原稿の作成については、札幌市と協議して作業を進めること。

B 「まちフェス」及び「超まちフェス」

(a) 組織

甲 実施主体

若者が所属する複数のまちづくり団体(3つ以上であることが望ましい。)で構成する若者実行委員会とする。なお、構成される若者団体は受託者が提案をし、札幌市と共に協議のうえ決定する。

乙 若者実行委員会設置目的及び主旨

若者が自ら企画運営を行うことで、より若者に身近なイベントとし、普段まちづくりに興味がない若者に対し、まちづくりへの参加を促すことを目的とする。

また、実行委員となる若者にとっても、まちづくりを考えるきっかけとなり、今後のまちづくりの担い手となることも期待している。

丙 事務局

受託者は事務局として若者実行委員会の活動を以下のように支援すること。

若者実行委員会が行う意見交換の場所の提供、意見交換の資料作成・司会・とりまとめ、イベントを企画立案する際の若者実行委員会への助言、若者実行委員会を構成する団体への連絡調整、意見交換やイベントを実施する際に必要な一切の経費の支払い、札幌市やその他団体等と若者実行委員会との連絡調整など若者実行委員会の運営が円滑になされるようコーディネートする。

(b) イベント

若者実行委員会は、前項の目的を達成するため以下の事業を行う。

甲 「まちフェス」(1回)

普段まちづくりに興味がない若者やその他多くの市民に対し、若者のまちづくり活動を広く周知・啓発する機会として、町内会のイベントでステージ発表を行うなどまちづくり活動に関わっている学生団体によるまちづくり活動の成果発表、ステージ発表、トークショー、パネル展示などを内容としたイベントを実施する。

開催場所は、地下歩行空間(北2条広場〔西〕)等、多くの人が集まる場所、開催日時は10月～12月頃を想定している(地下歩行空間を提案する場合は、契約後、札幌市が会場の予約を行う。なお、地下歩行空間の予約は6か月前の1日からであるため留意すること。)

乙 「超まちフェス」(1回)

令和2年度の本事業の集大成と位置付け、小・中学生、高校生、大学生などの若者対象の事業を全て関連させ実施を行うこと。

また、若者実行委員会を中心に、多くの若者団体が「超まちフェス」の運営に携わることを通して、若者のまちづくり活動への関心を高めること。また、来場者により身近にまちづくり活動を感じてもらうため、実際に活動を行っている人を招くなど工夫を施すこと。

上述の甲と比較し、より多くの学生団体による発表を行うことができるよう、開催時間を長く設定すること。また、より多くの方が参加できるよう、開催場所は、地下歩行空間(北3条交差点広場〔西〕)等広い場所を想定している(地下歩行空間を提案する場合は、契約後、札幌市が会場の予約を行う。なお、地下歩行空間の予約は6か月前の1日からであるため留意すること。)

(c) 意見交換会

若者実行委員会は、Bの企画運営及びその効果的な実施のため必要な回数、意見交換会を実施すること(8回程度を想定している)。

(d) 広報

前述の「まちフェス」及び「超まちフェス」における実行委員の募集やイベントの周知など必要な広報を行うこと。

6 アンケート

上述の5で実施する業務については、それぞれアンケートを実施し分析を行うこと。

7 事業報告書の作成

本業務の実施結果について報告書にとりまとめ1部提出すること。作成した報告書及び当日の支援で作成した冊子等の原稿データは、Windows10に対応したWord文書で、事後にテキスト修正が可能な状態のデータをCD又はDVDに保存し併せて納品すること。

※ 原稿データに関してはイラストレーター等の作画ソフトでの納品も可能とするが、使用するバージョン等については協議して進めること。

8 企画提案のポイント及び評価基準

本業務を実施するに当たって、以下の点を考慮して企画提案を行うこと。

(1) 業務全体

ア 企画全体として、事業の目的に沿った効果的かつ効率的な事業計画及び企画・運営が提案されているか。

イ 事業全体の企画設計に当たっては、他都市で同様の事業を実施していないか、あるいは類似の取組で効果的な事例はないかを検討し、その内容を踏まえて、より効果的な企画が提案されているか。

(2) 小学生対象業務

ア 小学校での「MaG(まちづくりゲーム)」の活用は、小学生がまちづくりについて十分に学ぶことができる内容となっているか。

イ 小学生の集まる場での「MaG(まちづくりゲーム)」の活用は、小学生がまちづくりについて楽しみながら学ぶことができる内容となっているか。

(3) 中学生対象業務

ア 中学生が、意見交換会等を通じて、まちづくり活動への理解と参加促進に繋がるような内容となっているか。

イ 保護者や参加していない学校等にも併せて、効果的にまちづくりについてPRする提案となっているか。

(4) 高校生対象業務

ア 全体として、自主性をはぐくみ、ボランティアなどのまちづくり活動について自ら考えるきっかけとなっているか。

イ 「まちづくり」を考える機会の創出について、多くの高校生が参加可能であり、

生徒自らが参加したいと思う内容になっているか。

ウ 多くの高校生の参加が想定されるが、ボランティアコーディネートの体制(スタッフの人数やこれまで同様のイベントを実施したことがあるかなど)は整っているか。

(5) 大学生などの若者対象の取組

ア 学生団体等への支援については、SNS を効果的に活用し、地域活動への参加の機会を創出する内容となっているか。

イ 「まちフェス」及び「超まちフェス」はまちづくり活動を広く市民に周知する場であると同時に、これまで活動してきた大学生などの若者による発表の場として効果的な内容となっているか。

ウ 若者実行委員会は実行委員となる若者にとっても、まちづくりを考えるきっかけとなり、今後のまちづくりの担い手となることが期待される内容となっているか。

(6) 見積価格・積算内容

提案内容に対する経費の積算は、適正であるか。

(7) その他

提案内容については、新型コロナウイルス感染症を起因としたまちづくり活動を取り巻く環境の変化を考慮し、かつ先進性及び独自性のある内容となっているか。

9 応募方法

(1) 質問の受付

企画提案に関する質問は、要旨を簡潔にまとめ、別添様式によりファクス又はEメールで令和2年7月17日(金)17時00分までに後述の担当者あてに提出すること。

質問者には随時回答するとともに、企画提案をいただくうえで広く周知したほうが良いと判断されるものは、質問者の名を伏せてホームページで公表する。

(2) 参加意向申出書の提出

企画提案に参加する者は、郵送または持参により、以下の期限までに参加意向申出書(別添様式による。)を提出すること。

令和2年7月22日(水)16時00分必着

(3) 提案書類の提出

ア 提出書類

以下の書類を各10部作成し提出すること。

(ア) 企画提案書(前項5業務内容を網羅すること。)

(イ) 参考見積書

イ 提出について

(ア) 提出期限 令和2年7月29日(水)16時00分必着

(イ) 提出方法 郵送または持参

※ 持参する場合は月曜日から金曜日(祝日除く)の8時45分から17時15分までの時間に行うこと。

※ 郵送の場合は前日までに必着とすること。

(ウ) 提出先 札幌市役所 13 階 市民文化局市民自治推進室市民自治推進課
〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目

10 選定方法

企画提案審査会において、評価基準に基づき審査を行い、総合的に最も優れていると認められた者を契約候補者として選定する。

(1) 企画提案審査会

令和 2 年 8 月 3 日（月）午後 2 時、札幌市役所本庁舎（予定）

ヒアリングは、各社 10 分の説明と 10 分の質疑応答を予定している。時間等詳細については、別途通知する。

※ 提出された企画書等による事前審査を行う場合がある。

※ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大予防のため、「3つの密（密閉・密集・密接）」の回避が求められる状況下においては、一堂に会しての企画提案審査会を実施しない可能性がある。なお、その際のヒアリングの実施方法については、別途通知する。

(2) 結果通知

審査の結果は、後日、参加者全員に対して文書により通知する。

(3) 契約の締結

原則として審査により選定された契約候補者との間で随意契約を行う。ただし、該当候補者の辞退等の理由により契約が締結できない場合は、企画競争実施委員会において次点であった者を契約候補者とする。

(4) その他

提案者が一者の場合でも、企画提案審査会を実施する。

企画競争実施委員会が定める最低基準点（委員の総合計点の 60%）を超えない場合は契約候補者として認めない。また、合計得点が同点となった場合は、選考委員会の協議により決定することとする。

11 留意事項

- (1) 著作権、肖像権等、他の人・団体等の権利を侵害しないよう十分留意すること。
- (2) 受託業務の遂行にあたり知り得た一切の事項について、外部への漏洩がないように注意すること。また、委託者である札幌市が提供する資料等を第三者に提供したり、目的以外に使用したりしないこと。
- (3) 成果品及び資料等について、著作権等は札幌市に帰属するものとし、札幌市の許可なく他に使用あるいは公表してはならない。
- (4) 冊子等の制作物がある場合については、著作権、肖像権等の権利関係を整理し、札幌市が同様の目的のためにそれらを使用することを妨げないようにすること。
- (5) 本実施要領に定める事項のほか、札幌市契約規則及び関係法令を遵守すること。
- (6) 企画提案にかかる費用は提案者の負担とする。
- (7) 提出書類の取扱
 - ア 提出書類は返却しない。
 - イ 提出書類は、札幌市情報公開条例に基づき、公表する場合がある。

- ウ 提出書類は、本件に必要な範囲で複製を作成することがある。
- (8) 天災等の不測の事態により、文書等の到達が遅延する恐れがある場合は、事前に下記担当者まで連絡し、指示を受けること。
- (9) 以下のいずれかに該当するときは、失格となることがある。
- ア 提出書類に虚偽がある場合
 - イ 参加者及びその関係者が、選定結果に影響を及ぼすような不誠実な行為を行った場合
 - ウ その他、本市が不適切と判断した場合
- (10) 企画提案の内容がそのまま契約となるものではない。具体的な契約内容等は、選定後に札幌市との交渉を通して決定するものとする。
- (11) 委託業務の遂行にあたっては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に十分留意すること。
- (12) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大など不測の事態により、業務内容の全部もしくは一部の実施が困難になった場合は、札幌市と受託者が協議した上で、契約前または業務履行中に業務内容や契約金額等を変更する場合がある。

12 その他

- (1) 業務の履行にあたっては、運営体制や担当者等の氏名など、事前に札幌市に報告すること（様式は問わない。）。
- (2) 委託業務の遂行にあたっては、委託者である札幌市と連携を密にして作業を進め、質疑が生じた場合は、委託者、受託者双方が協議をして、これを処理すること。

13 本件に係る問い合わせ先

札幌市役所 市民文化局 市民自治推進室

市民自治推進課 佐々木

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目

電話：011-211-2253 F A X：011-218-5156